

平成21年6月12日

## 九州アストモスガス株式会社による 不適切な補助金の代行申請手続に対する措置について

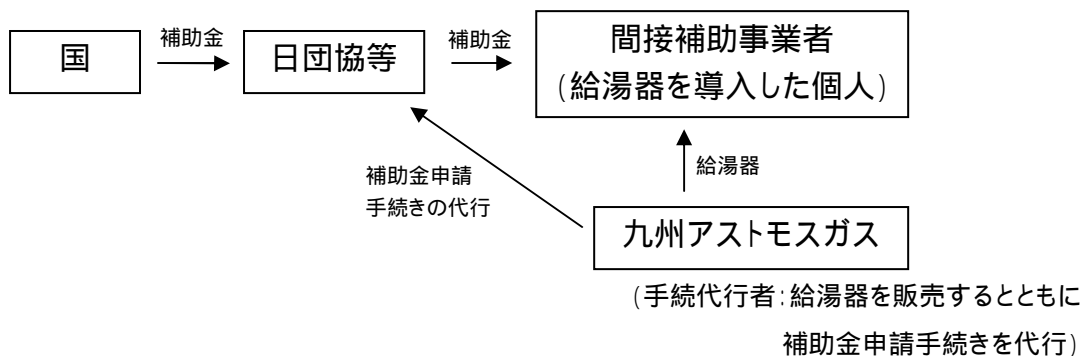
LPガスを燃料とする高効率給湯器の導入支援事業において、当該補助金の申請手続きの代行者である九州アストモスガス株式会社が、補助金の執行機関である日本LPガス団体協議会（平成19年度以降の執行機関）及び財団法人エルピーガス振興センター（平成18年度までの執行機関）に対し、不適切な補助金代行手続をしていた事実が複数判明しました。

このため、当省は、日本LPガス団体協議会及び財団法人エルピーガス振興センターに対し、当該不適切案件に係る補助金返還命令を行うとともに、九州アストモスガス株式会社に対し、補助金交付等の停止措置及び指名停止措置を講じました。

### 1. 経緯

平成18年度から平成20年度に亘り実施した「住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（高効率給湯器導入支援事業）」において、補助金申請等に係る不適切な手続代行を九州アストモスガス株式会社（代表取締役：加藤佳則、所在地：福岡県久留米市。以下、「九州アストモスガス」という。）が行っていた疑いが生じ、日本LPガス団体協議会及び財団法人エルピーガス振興センター（以下、「日団協等」という。）は事実確認のため、九州アストモスガスに対する詳細調査を実施しました。

### 【事業スキーム】



## 2. 日団協等による調査結果

日団協等による調査の結果、九州アストモスガスは、設置済みの給湯器には補助金が交付されないことを知りながら、既設の給湯器について設置の日付を改ざんし、補助金の申込みを行っていたなどの事実が合計141件あることが判明しました。

### 【補助金適正化法違反が判明した補助金額】

平成18年度事業・・・36件、合計931千円

平成19年度事業・・・65件、合計1,560千円

平成20年度事業・・・40件、合計966千円

## 3. 国が講じた措置の概要

### (1) 日団協等に対する措置の概要

交付決定した不適切案件について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき、日団協等に対する補助金交付決定の一部取消しを行うとともに、補助金の返還を命じました。

補助事業の適正なる執行を徹底するよう指導し、再発防止策をとるよう指示しました。

### (2) 九州アストモスガスに対する措置の概要

補助金交付等の停止措置を本日から12か月実施します。また、一般競争入札参加資格を有していることから、指名停止措置を本日から8か月実施します。

(本発表資料のお問い合わせ先)

資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部

省エネルギー対策課長 坂本 敏幸

担当者：成田、藪本

電話：03-3501-1511(内線 4541~6)

03-3501-9726(直通)